

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル東九条店

所在地 奈良市東九条町一六七―一ほか一三筆

二 奈良市から聴取した意見の概要

各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで